

令和7年度「地域で働くということ」を学ぶ旅運営業務委託仕様書

1 事業目的

本事業は、これから就職活動を行う学生が、県内企業の職場等を見学するとともに、県内で働く魅力的なビジネスパーソンと交流することで、県内企業への興味・関心が高まり、県内企業で働きたいと思う気持ちが醸成されることを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和8年3月25日（水）まで

3 委託業務の内容

- (1) 学生（注1）を対象にした県内企業の職場等を見学するバスツアーの企画・実施
 - (2) 学生と県内の異業種6団体（注2）関係者（以下、「団体関係者」という。）との交流会の開催
- （注1）バスツアーの実施日時時点で就職先が決定していない大学院生、大学生、短期大学生、高等専門学校生
- （注2）三重県中小企業レディース中央会、JAみえ女性連絡会議、三重県漁協女性部連合会、三重県商工会女性部連合会、三重県商工会議所女性会連合会、三重県経営者協会女性懇話会（順不同）

4 委託業務の詳細

(1) 学生を対象にした県内企業の職場等を見学するバスツアーの企画・実施 ア ツアー行程について

- ・県内企業の職場等を見学する日帰りのツアーを1回企画・実施すること。なお、行程については受託者において作成・提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・原則としてツアーの出発地、帰着地は県内の同じ場所とし、参加学生をバスで送迎すること。ただし、参加学生が最終訪問企業の所在地での離団を希望する場合はこれを認める。なお、学生の自宅からツアー出発地までの旅費及びツアー帰着地（途中離団した者については、その離団した場所）から自宅までの旅費は、学生の負担とする。
- ・行程には、職場等を見学可能な県内企業を2社以上組み込むこと。訪問先企業については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。なお、訪問先企業との各種調整や事務手続きは受託者において行うこと。

- ・訪問先企業に対して謝礼金を支払う場合は、委託料の範囲内でまかなうこと。
- ・行程に学生と団体関係者との交流会（詳細は4（2）のとおり）を組み込むこと。
- ・三重県ならではの食文化が体験できる昼食を参加学生全員分手配すること（20人分として見積もること）。なお、飲食場所や時間、献立については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・ツアーは令和8年2月または令和8年3月に開催することとし、詳細な日時等については、県と協議のうえ決定すること。

イ ツアー参加学生の募集

- ・20名以上確保すること。ただし、体調不良による当日キャンセル等、やむを得ない事情で参加できなくなった場合はこの限りでない。
- ・本ツアー専用のランディングページ（以下、「LP」という。）を制作・設置すること。
- ・上記のLP上に申込フォームを作成し、同フォームを活用して参加学生の募集及び受付を実施すること。
- ・募集のためのクリエイティブを制作し、Web広告やSNS広告等を出稿するとともに、紙チラシを作成し、県内高等教育機関や中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学の学生を中心にアプローチするなど、参加学生の確保に向けて効果的な方法を提案し、実施すること（紙チラシは2,000部を見積もること）。なお、具体的な実施方法については県と協議のうえ決定すること。
- ・クリエイティブ及び紙チラシについては、県が校正する機会を2回以上設けること。

ウ ツアー実施にかかる、その他の委託事項

- ・参加学生全員が乗ることができるバス及びバスの運転手を手配すること。
- ・受託者が第1種又は第2種旅行業の登録業者でない場合は、必要に応じて登録業者に事業の一部を委託して実施する等、旅行業法の趣旨を踏まえるとともに道路運送法等の関係法令を遵守し、安全に十分配慮して実施すること。また、ツアー中の事故に備えて、ツアー参加の学生全員を国内旅行傷害保険に加入させること。
- ・ツアーには運営スタッフが1名以上同行すること。
- ・当日参加した学生と団体関係者を対象にアンケートを実施すること。なお、アンケートの質問項目等については事前に県と協議すること。
- ・ツアーの実施にあたっては、社会情勢に応じて各種感染症の感染対策を講じて実施すること。

(2) 学生と団体関係者との交流会の開催

ア 企業関係者による講話とワークショップの開催

- ・ 自社の事業内容やビジネスモデル等を説明できる企業関係者を講師として1名以上招聘し、講話会を開催すること。なお、招聘する講師との各種調整や事務手続きは受託者において行うこと。
- ・ 講師に対して謝礼金を支払う場合は委託料の範囲内でまかなうこと。
- ・ 学生と団体関係者が活発に意見交換できるワークショップを開催すること。
- ・ 団体関係の参加者は40名程度を見込んでいる。なお、団体関係者の参加募集・各種調整等は県が行う。
- ・ 三重県ならではの食文化が体験できる昼食に参加する団体関係者全員分手配すること（40人分として見積もること）。なお、飲食場所や時間、献立については受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 団体関係者の旅費については、それぞれ自己負担とするため、本委託料に含める必要はない。団体関係者に対する謝金も不要とする。
- ・ 上記内容が実施できる広さの会場を確保すること。
- ・ 交流会の開催時間は2時間程度に収めること。

イ 活発な意見交換が行われる場づくりの工夫

- ・ 交流会を行う趣旨は、参加する団体関係者の豊富な知識・経験に基づく魅力的な人間性等が、活発な意見交換を通して参加学生に伝わることで、学生の三重県内で働きたいと思う気持ちが醸成されることにある。この趣旨を踏まえ、活発な意見交換が行われるような方策を考察し、委託料の範囲内で提案し実施すること。なお、具体的なテーマ設定や実施手段・方法等については県と協議のうえ決定すること。

(3) 報告書作成

- ・ ツアーの様子を報告書にまとめること。特にワークショップで出された意見等については、できるだけ詳細にまとめること。また、今後ツアーを実施するうえでの改善点等についても記載すること。
- ・ 報告書には、ツアー参加者に対して実施したアンケート結果を取りまとめて掲載すること。
- ・ 受託者が学生の募集・受付時に入手した個人情報について、県内就職に関する各種イベント情報を県が広報する、また県内就職に関する各種調査を県が実施する際等に使用することがある旨、参加学生本人に承諾を得たうえで、県に引き渡すこと。

5 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を事業終了後

翌日から起算して 10 日後または契約期間満了日までのいずれか早い日まで
に、紙媒体で 2 部・電子媒体で 1 部を県に提出すること。

6 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (2) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 障がいを理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの

暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)

第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務进行处理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。